

長時間労働・過労死を蔓延、働かせ放題

8時間労働制の破壊-許すな!

特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル労働制)???

1月16日(金)、厚生労働省は労働政策審議会労働条件分科会に新たな労働時間制度について報告書骨子案を提出した。骨子案は(1)働き過ぎ防止のための法整備、(2)フレックスタイム制の見直し、(3)裁量労働制の見直し、(4)特定高度専門業務・成果型労働制の創設として項目立てている。要は長時間労働による健康被害について配慮を示しながらも、より一層効率的に労働者を長時間働かせるための制度の切り替えようというのである。

今回の労働時間制度の改悪の目玉は、裁量労働制の拡大と、特定高度専門業務(???)なる項目立てを行い、労働の対価としての報酬を労働時間から切り離し、成果(!!!)で図ろうというものである。そのために時間外労働という概念を取っ払い、成果を得るために8時間労働制から除外しようというのである。第一次安倍政権の時代に自律的労働時間制度と銘打って導入されようとしたホワイトカラーエグゼンプションを対象業務を拡大して行おうというものである。長時間労働による過労死や精神疾患が拡大し、昨年11月によろやく過労死防止対策推進法が施行したばかりであり、労働者の健康保持のために長時間労働を止めなければならないという時代に全く逆行するものである。名ばかり管理職や名ばかり見なし労働など偽装された裁量労働制や見なし残業、固定残業賃金などで低賃金・長時間労働に縛り付けるブラック企業がはびこり、労働者はダブル・トリプルワークによって健康を犠牲にして働いているのである。これら多くの事例は「極めて悪質」と裁判所によって厳しく指弾されているときに、これらの長時間労働を合法化させようというのである。許されることではない。

今、安倍政権は成長戦略の推進として「稼ぐ力の再建」を掲げて労働者にムチを振るうのである。「利益第一」の成果を求め、そのために労働者は馬車馬のごとく昼夜を徹して働けというのである。その足かせになる8時間労働制を破壊し、残業代という「過労から労働者を守るためのくびき」を取り除こうというのである。法定労働時間を超えて働かせるときは残業賃金を支払わなければ

ならないという長時間労働への抑止効果を無にしようというのである。人らしく働く為に闘い取られてきた1日8時間労働制という大原則が危機にさらされている。骨子案は、まず、最初に年収1075万円以上、特定の専門業務労働者を対象にして導入するとしている。その後対象者を次々の拡大することを目指そうというのである。労働者派遣法が当初と異なり、登録型や製造業派遣に拡大し、ワーキングプアの温床になり、非正規労働が普通の働き方とされようとしていることと同様の道をたどる恐れが充分予見されるのである。政府はまず、長時間労働・過重労働を撲滅するため、過労死防止対策推進法を文字通り実効あるものとして具体化させることが求められているのである。

1/29 労政審抗議行動に集まろう!

1月29日(木) 18:30~ 都市センターホテル(「永田町」「赤坂見附」)

労働政策審議会・労働条件分科会は1月16日に示された骨子案を下にとりまとめを急ごうとしている。今日(1月26日)から通常国会が開催され6月末頃閉会の予定と云われている。この通常国会には昨年臨時国会で廃案となった労働者派遣法改悪案が再提出され、この労働時間制改悪案=過労死促進法も同時に審議される予定となっている。

8時間労働制の破壊は経団連の悲願である。時間外労働を気にすることなく労働者を「成果」で駆り立てることが可能になるのである。未だ日本の長時間労働は世界から批判のまよになっている。過労死が世界で共通する言葉となって久しい。ILO1号条約は「8時間労働制」を定めている。しかし、未だ日本政府はこの条約を批准していないのである。「労働者は商品ではない」と宣言し、ディーセントワークの根幹は8労働時間制であることを一步も譲ることはできない。1月29日労政審抗議と行動、1・30決起集会を成功させ、安倍政権・財界の目論見に「NO!」を突き付けていこう。

8時間は1日の最長労働時間!!**安倍雇用破壊を許さない 1・30決起集会**

日時: 1月30日(金) 18時30分~20時30分

会場: 文京区民センター 3-A会議室

内容: 「労働時間法制の問題点と課題」(仮題)

講師: 森崎 巖さん(全労働委員長労働基準監督官)